



たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン

第3期高浜町地域福祉計画



令和3年3月

高浜町

ごあいさつ



大規模な自然災害の発生や感染症の拡大など、近年、地域住民の安心、安全な暮らしを脅かす事象が多く発生しています。これらは人口減少や少子高齢化によって弱体化した地域コミュニティを直撃しており、高浜町においても例外ではなく、「自助」「共助」「公助」を組み合わせる地域課題の解決にあたる必要性がますます高まっていると感じています。

本町では、2011年（平成23年）に策定しました「高浜町地域福祉計画」、2016年（平成28年）に策定しました「第2期高浜町地域福祉計画」に基づき、だれもが安心して暮らせるまちをめざし、地域に住む人や社会福祉関係機関・団体等が相互に協力して地域課題の解決に取り組むことができる体制の整備を進めてまいりました。その結果として、地域福祉の担い手となる新しい団体が生まれ、また、これまで個々の取り組みだけでは解決が困難であった課題にも対応し、より一体的な推進体制のもとで地域福祉を進めるなど、地域のつながりの輪が着実に広がりつつあります。

このたび策定しました「たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン（第3期高浜町地域福祉計画）」では、第1期からの基本理念である【地域のみんで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま】を継承するとともに、地域福祉のより一層の推進を図り、だれもが安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざしてまいりますので、町民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、意見交換会で貴重なご意見ご提言をいただきました関係機関・団体等の皆さまをはじめ、熱心にご審議いただきました高浜町福祉3計画策定委員会の皆さま、関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

高浜町長 野瀬 豊

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 地域福祉の基本的な考え方 2
- 3 計画の位置づけ 3
- 4 計画の期間 3

第2章 高浜町の現状

- 1 統計からみる高浜町の概況 5
- 2 第2期計画の評価と課題 7
- 3 意見交換会での意見 10

第3章 基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 13
- 2 本町がめざす地域福祉ネットワーク 14
- 3 4つの基本目標 16
- 4 行政の取組みの体系 18

第4章 関係機関・団体等の取組み

- 1 関係機関・団体等の取組み 21
- 2 関係機関・団体等の取組み内容 22

第5章 行政の取組み

- 1 地域福祉への意識と関心の向上 33
- 2 多様な形での地域参加の促進 34
- 3 地域での生活を支えるサービス等の充実 35
- 4 地域の皆で支えるネットワークの強化 37

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の検証・評価体制のしくみづくり 39

資料編

- 1 高浜町福祉3計画策定委員会設置要綱 41
- 2 高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿 43
- 3 計画の策定経過 45
- 4 用語解説 46



第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景

高浜町では、平成23年度より「高浜町地域福祉計画」、平成28年度より「第2期高浜町地域福祉計画」を推進し、だれもが地域で安心して生活できるまちをめざした取組みを進めてきました。地域における人と人とのつながりが希薄化する中、支え合いや助け合いが活発に行われるまちをめざして、様々な取組みを進めてきました。

特に、本町では、地域福祉計画の中に、行政だけでなく関係機関や団体等の取組みを位置づけて推進してきました。これは、本町の地域福祉計画の特徴的な内容です。関係機関や団体等の動きが、本町の地域福祉の推進に多大な影響を与えていることは言うまでもありません。第3期計画においても、これまで同様に関係機関・団体等の取組みを整理して位置づける必要があると考えています。

また、近年、国は「地域共生社会」という概念を打ち出し、その実現を通じて高齢者も障がい者も子どもや子育て家庭も、だれもが安心して生活できる社会の実現をめざしています。さらに、この概念は、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることをめざしています。本町の地域福祉施策においても、こうした考え方を取り入れ、地域共生社会の実現をめざしていくことが必要です。

住民をはじめ、関係機関や団体及び行政が一体となり、地域の多様な課題の解決に対応し、安心して生活できる地域を実現するために、「たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン（第3期高浜町地域福祉計画）」を策定するものです。



2 地域福祉の基本的な考え方

本計画では、以下の3つの考え方を掲げ、各施策を位置づけます。

①「自助」「共助」「公助」を浸透させる計画とする

- 地域福祉の推進について、社会福祉法第4条には“地域福祉の担い手が相互に協力し、支援を必要とする地域住民が地域で生活し、あらゆる分野の活動に参加”できるようにするという考え方が示されています。
- 支援を必要とする地域住民は多様なニーズを抱えています。そのため、地域福祉の基本的な考え方は、自分自身や家族でできることは自ら行うこと（自助）、近隣の住民や地域の人々が協力して問題解決に取り組むこと（共助）が基本となります。それでも解決できない課題や問題については、行政などが行う公的なサービス（公助）を活用するというのが基本的な考え方です。本計画では、「自助」「共助」「公助」の考え方を浸透させ、バランスよく機能できる状態の実現をめざします。

②「地域共生社会」の実現をめざす

- 国は、「地域共生社会の実現」をめざしています。地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。こうした社会を通じて、だれもが安心して地域で生活できる状態の実現をめざします。

③包括的相談支援体制を整備する

- 高浜町では、住民が安心して生活できる地域福祉体制を構築するため、社会福祉協議会を中核とした地域福祉活動拠点を整備するとともに、安心して利用できる包括的相談支援体制の整備を進めています。相談支援体制の充実により、安心して生活できる地域の実現をめざします。

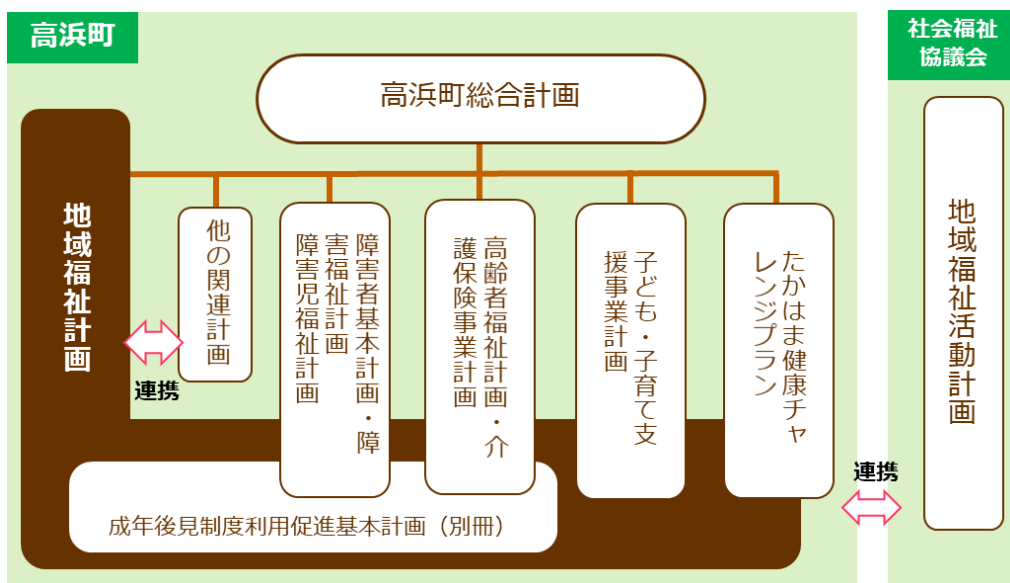


第1章 計画の策定にあたって

3 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。社会福祉法第107条に基づく計画です。

本計画は、町の最上位計画である「高浜町総合計画」をはじめ、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性に加味して策定しています。

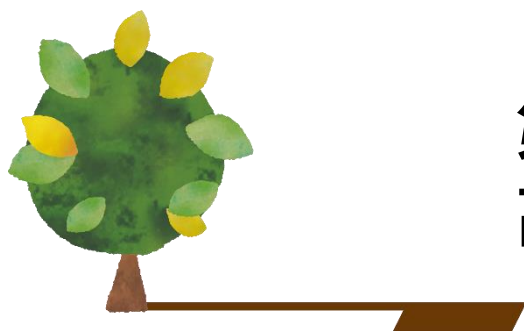


第1章 計画の策定にあたって

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
第2期高浜町地域福祉計画	計画期間 H28~R2 見直し					
第3期高浜町地域福祉計画		計画期間				



第2章 高浜町の現状

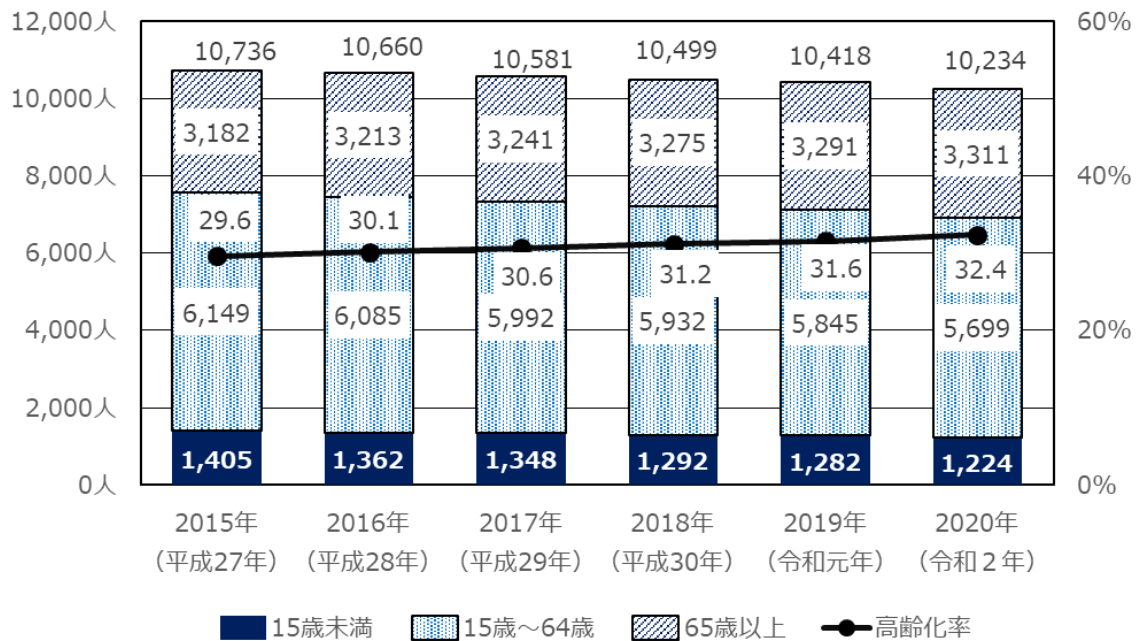


1 統計からみる高浜町の概況

①年齢3区分別の人口推移

本町の人口は、年々減少しています。年齢3区分別で見ると、「15歳未満」、「15歳～64歳」が減少しており、反対に「65歳以上」は増加しています。高齢化率は年々上昇しており、2020年（令和2年）現在では32.4%となっています。

<年齢3区分別の人口推移>

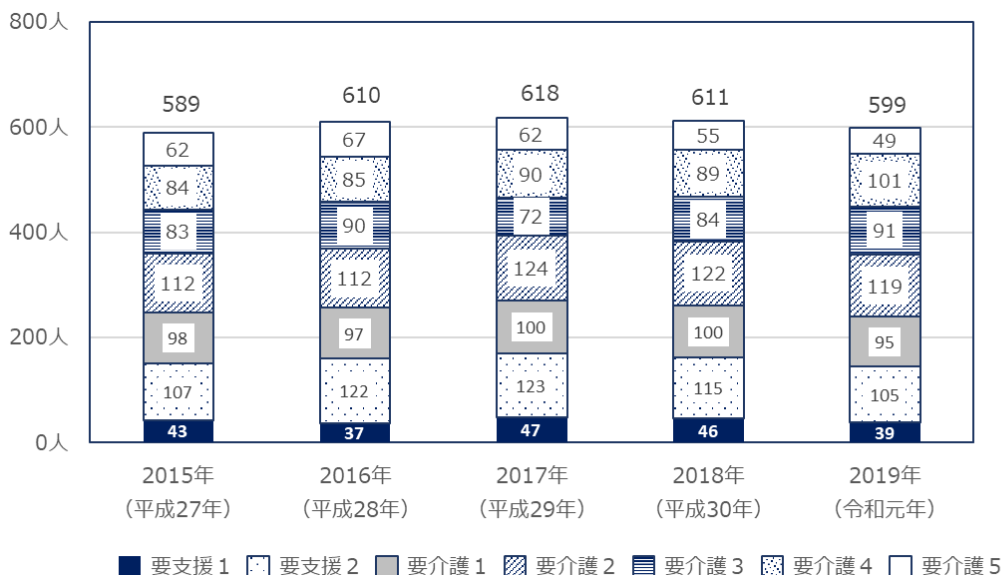


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在） ※令和2年は9月末現在

②要介護認定者数の推移

要介護認定者数は近年減少しており、2019年（令和元年）9月末時点では599人となっています。要介護2（119人）が最も多く、要支援1（39人）が最も少なくなっています。

<要介護認定者数の推移>

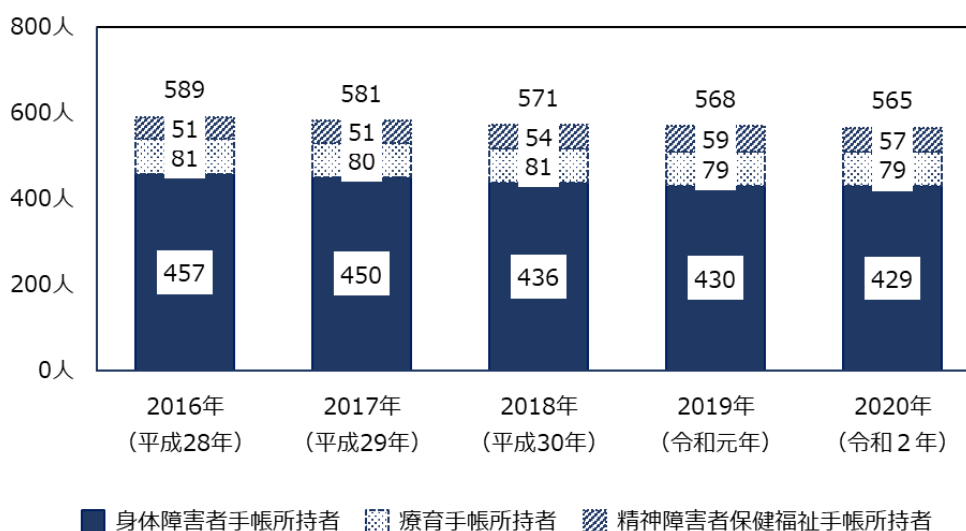


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月末現在）

③障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の合計は減少していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者はほぼ横ばいの状況です。

<障害者手帳所持者数の推移>



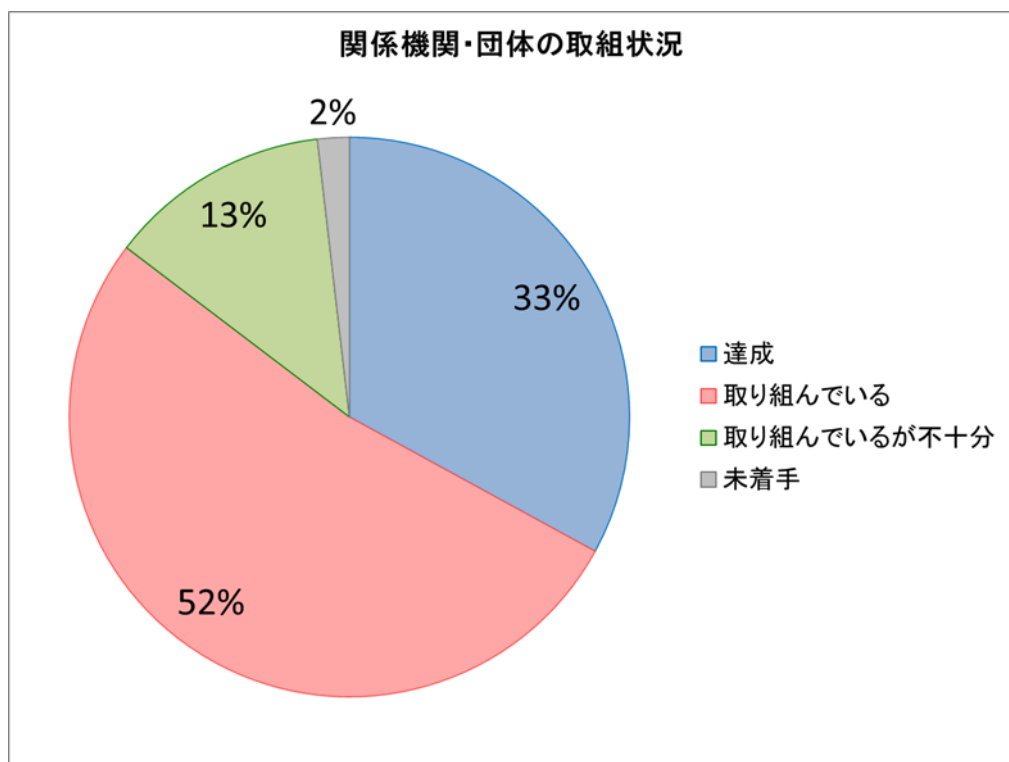
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在） ※令和2年度は6月末現在



2 第2期計画の評価と課題

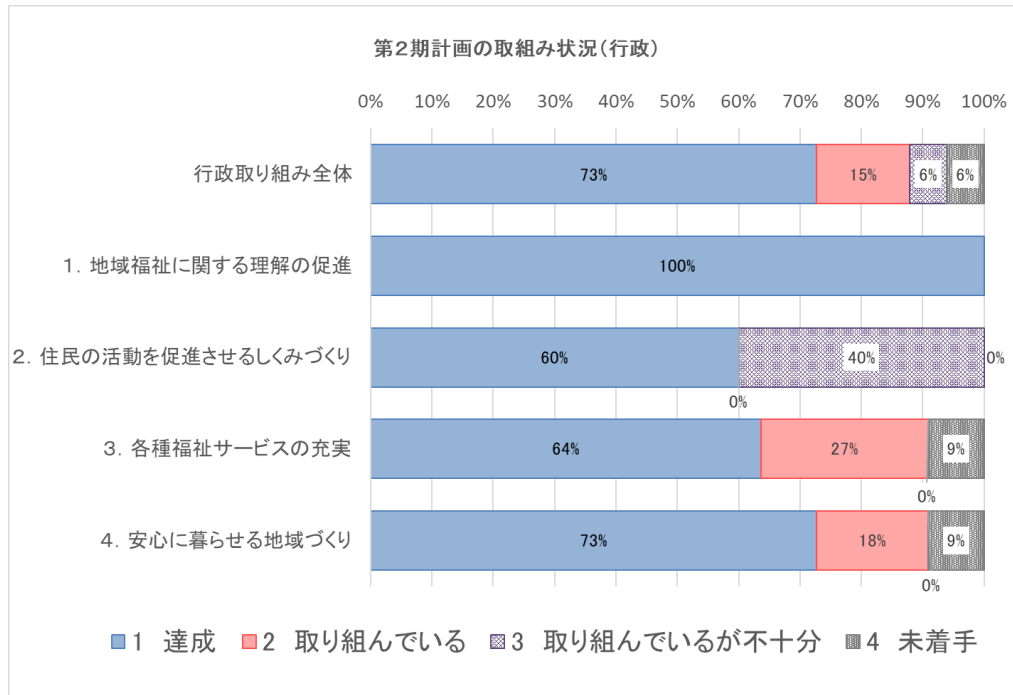
関係機関・団体の取組み

関係機関・団体等が第2期計画に位置付けた55の取組みのうち、「達成」と評価されたのは33%、「取り組んでいる」が52%、あわせて86%の取組みが実施されました。「取り組んでいるが不十分」は13%、未着手は2%となっています。



行政の取組み

第2期計画には、各課の取組み内容として33の施策を記載しました。このうち、73%が「達成」、15%が「取り組んでいる」との評価であり、全体の88%は良好に実行されています。反対に、「取り組んでいるが不十分」、「未実施」がともに6%（2施策）は、第2期における実施に課題が残る結果となっています。



「取り組んでいるが不十分」および「未実施」施策は下表の通りです。「取り組んでいるが不十分」とした2事業は、利用の促進や内容の充実についての課題があると考えており、今後も継続して取り組む考えです。また、「未着手」の2事業については、内容の検討に時間を要して実施に至らなかったという状況です。

<改善または再考を要する施策>

	現在の進捗状況	今後の方向(今年度末見込)
■3 取り組んでいるが不十分		
2-②-a 企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進	申込書を取得される方がいないのが現状。	赤ふん坊や通貨を浸透させ、高浜町内での消費を増加していく必要がある。
2-②-b 社会福祉法人の人材活用	他の社会福祉法人も地域活動に積極的に参加できる環境整備をすすめていく必要がある。	継続実施する予定
■4 未着手		
3-①-b 身近な地域での相談窓口等との連携推進	検討中	
4-①-b 自治会への加入の促進	検討中	実施担当機関との連携・連絡体制の見直し

<第2期計画の取組み状況と、今後の取組みの方向>

基本施策	主な担当課	現在の進捗状況				今後の方向(今年度末見込)				
		1 達成	2 取り組んでいる	3 取り組んでいるが不十分	4 未着手	1 継続	2 充実	3 改善	4 完了	5 廃止
1. 地域福祉に関する理解の促進										
①福祉に関する教育・啓発活動の推進										
a	学校における福祉教育機会の充実	教育委員会	○				○			
b	住民に対する福祉教育の推進	住民生活課	○				○			
c	事業所等に対する福祉教育の推進	住民生活課	○				○			
d	啓発活動の推進	住民生活課	○				○			
②交流・ふれあいの場づくり										
a	社会福祉施設と地域住民との交流の促進	保健福祉課(福)	○				○			
b	身近な地域での交流の場づくり	保健福祉課(福)	○				○			
2. 住民の活動を促進させるしくみづくり										
①住民活動の促進										
a	地域の特性に合った活動の促進	保健福祉課(福)	○				○			
b	既存団体の活動に対する支援	保健福祉課(福)	○				○			
c	ボランティアの育成支援	保健福祉課(福)	○				○			
②介護事業者や民間企業等の地域活動の参加促進										
a	企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進	産業振興課			○		○			
b	社会福祉法人の人材活用	保健福祉課(福)			○		○			
3. 各種福祉サービスの充実										
①相談体制の充実										
a	総合的な相談窓口の住民に対する周知及び総合相談窓口の設置	保健福祉課		○				○		
b	身近な地域での相談窓口等との連携推進	保健福祉課(福)			○					
c	地域の相談窓口と町行政各担当窓口等との連携推進	保健福祉課(福)	○				○			
d	専門相談機関と町行政格担当窓口、専門相談機関同士の連携強化	保健福祉課(福)	○				○			
e	在宅医療・介護の連携	保健福祉課(福)	○				○			
②情報提供の推進										
a	窓口における情報提供体制の確立	保健福祉課(福)	○				○			
b	高齢者や障がいのある人などに対する情報の提供	保健福祉課(福)		○				○		
c	子育て支援サービスの情報提供の充実	保健福祉課(保)	○				○			
d	権利擁護事業の周知と利用促進	保健福祉課(福)	○				○			
③各種サービスの質の向上										
a	事業所職員やサービス提供者の研修充実についての支援	保健福祉課(福)	○				○			
b	地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信	保健福祉課(福)		○			○			
4. 安心に暮らせる地域づくり										
①見守り体制の構築										
a	ひとり暮らし等高齢者世帯の見守りの充実	保健福祉課(福)	○				○			
b	自治会への加入の促進	保健福祉課(福)			○				○	
c	災害時要配慮者支援の推進	保健福祉課(福)		○				○		
d	地域ぐるみの防災体制づくりの促進	防災安全課		○			○			
e	地域の子どもたちの見守り体制の強化	防災安全課	○				○			
②生活困窮者の自立に向けた支援										
a	情報提供・相談窓口の充実	保健福祉課(福)	○				○			
b	支援ネットワークの構築	保健福祉課(福)	○				○			
c	生活困窮者への具体的な支援	保健福祉課(福)	○				○			
d	社協との連携	保健福祉課(福)	○				○			
③ユニバーサルデザインの推進										
a	公共交通機関の充実	総合政策課	○				○			
b	公的施設・道路等のバリアフリーの整備	建設整備課	○				○			



第2章 高浜町の現状

3 意見交換会での意見

本計画の策定にあたっては、関係機関・団体等の現状や町の地域福祉課題についてご意見をお聞きするため、「関係団体等意見交換会」を実施しました。

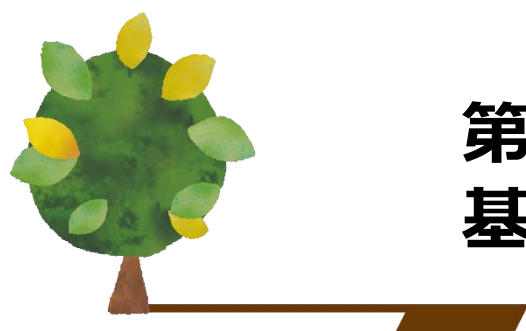
意見交換会の実施概要は以下の通りです。また、意見交換会での意見を踏まえて、次ページの19の課題を整理しました。これらの解決を念頭に置いて、本計画を策定し、進めていくことが必要です。

<関係団体等意見交換会の概要>

開催日時	令和2年8月21日（金） Aグループ：13:30～15:00 Bグループ：15:30～17:00
開催場所	高浜町保健福祉センター2階大広間
参加団体	<Aグループ> ・特定非営利活動法人（NPO法人）おひさま ・若狭高浜病院 ・高浜町おやジューの会 ・高浜町婦人福祉協議会 ・高浜町子育て世代包括支援センターkurumu ・高浜町社会福祉協議会 ・高浜町ボランティアセンター運営協議会 ・高浜町身体障害者福祉協会 <Bグループ> ・高浜町地域包括支援センター ・若狭高浜病院附属介護老人保健施設 ・高浜町老人クラブ連合会 ・民生委員・児童委員 ・高浜ケアサポート ・グっとサポート ・高浜けいあいの里 ・和田診療所

<意見交換会から得られた課題>

課題	<ul style="list-style-type: none">①災害時の要配慮者の支援制度②関係機関・団体の連携体制の構築③医療・福祉人材不足④福祉意識の向上⑤福祉教育の推進⑥高齢者、障がい者理解の促進⑦地域のつながり、助け合い⑧地域での子育て支援の仕組みがない⑨ボランティアの育成、連携⑩道路や施設のバリアフリー化⑪交通手段が不便（特に高齢者、障がい者等）⑫安否訪問のマンパワー不足⑬制度の狭間の課題（ひきこもり対策等）⑭町内に障害福祉サービス事業所が少ない⑮福祉サービスの種類、相談先がわからない⑯コロナ等の感染症禍の活動方法⑰福祉団体の高齢化による会員不足⑱高齢者サロンの男性参加が少ない⑲介護における AI 活用
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



第3章 基本的な考え方



1 計画の基本理念

<基本理念>

地域みんなで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま

地域福祉をめざすところは、子どもや子育て家庭、高齢者、障がい者をはじめ、外国人なども含む地域で生活するすべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを実現することです。そのためには、公的なサービスの充実だけでなく、地域の住民どうしがお互いに支えあうことが必要となります。

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを支えようとする考え方が「地域共生社会」です。また、今日では、新型コロナウイルス等の感染症の危険性にも十分に配慮しながら、「新しい形での支えあい」を構築していくことが必要となってきます。そのため、感染症予防に関する正しい知識を持つとともに、これまで以上に「心の通いあい」を大切にしながらつながりを深めていくことが大切だと考えます。

「たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン(第3期高浜町地域福祉計画)」は、高浜町における「地域共生社会の実現をめざす計画」と位置付けることができます。したがって、本計画においても、第2期計画と同様、「地域みんなで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま」を基本理念に掲げます。



2 本町がめざす地域福祉ネットワーク

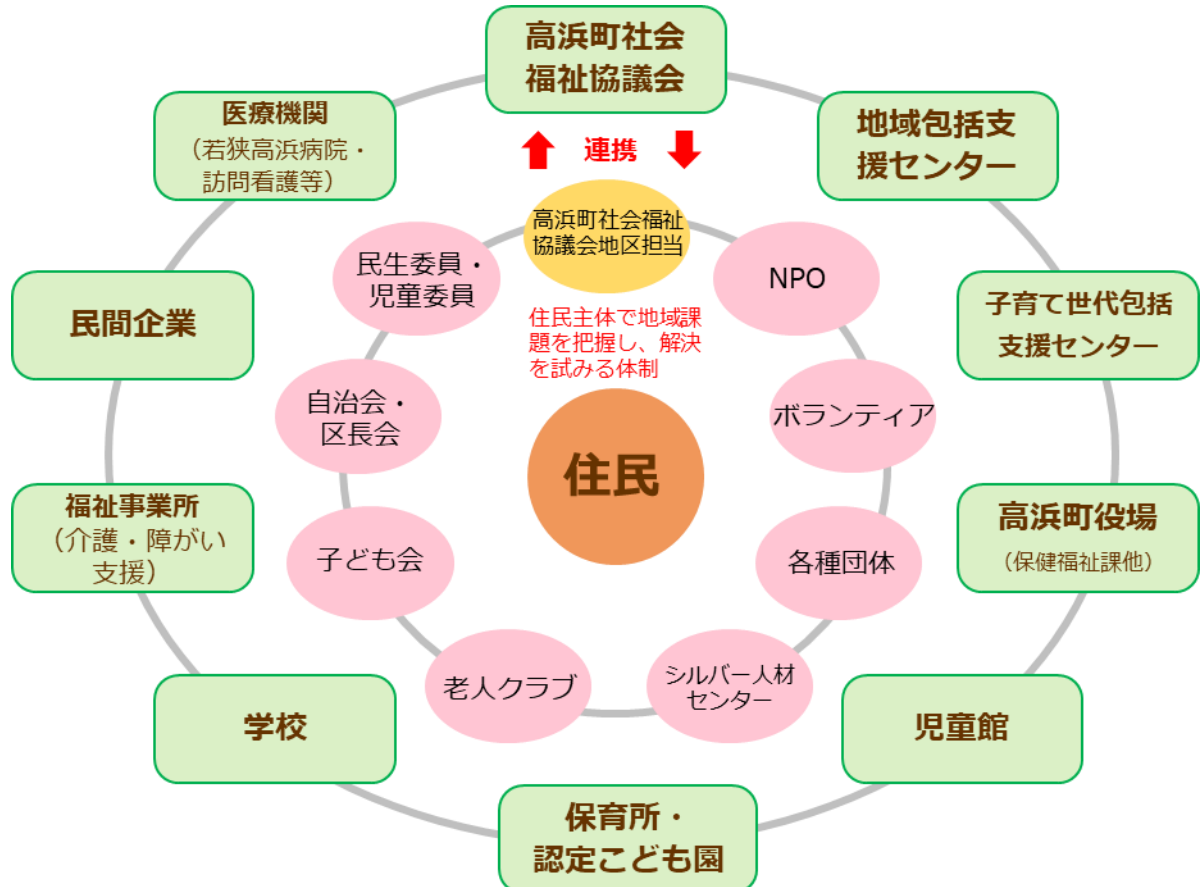
① 多様な資源で住民を支える地域福祉

本町がめざす地域福祉の形の1つは、多様な資源によるネットワークがすべての住民を支える地域福祉です。

下図のイメージのように、住民個人を中心に、まずは NPO、ボランティア、各種団体、自治会・区長会、民生委員・児童委員など、住民が主体となって課題の解決をめざすネットワークの構築をめざします。

さらに、高浜町役場、高浜町社会福祉協議会、高浜町地域包支援センター、高浜町子育て世代包括支援センター「kurumu」などが町全体を支えるイメージでのネットワークの構築をめざします。また、このネットワークでは、民間企業や学校などの参加も想定しています。職場や学校も含めた形で地域福祉を推進していくことをめざしています。

【高浜町がめざす地域福祉ネットワーク】

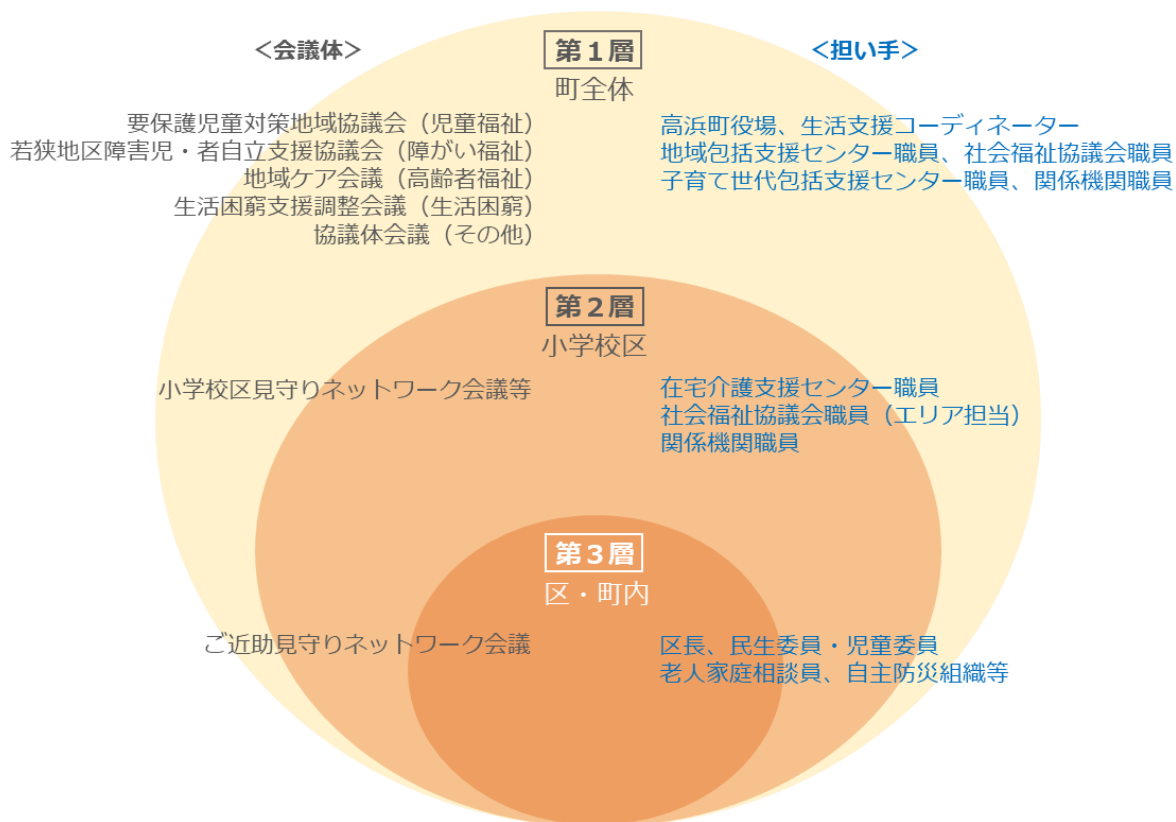


②多層的な地域福祉ネットワークの構築

本町がめざす地域福祉の形の2つめは、多層的な地域福祉ネットワークの構築です。

下図のイメージのように、町全体を対象とする取組みだけでなく、小学校区での相談対応機能を支えるため専門職員の配置や、身近な地域での見守り・支え合い体制を基盤としたご近助見守りネットワーク会議の取組みなど、多層的な地域のとらえ方に対応した取組みを明確化して地域福祉を推進します。

【多層的な地域福祉ネットワーク】



③全ての住民が「自分ごと」として参加する地域福祉

本町がめざす地域福祉の形の3つめは、全ての住民が「自分ごと」として参加する地域福祉の実現です。これは、地域共生社会の考え方によるものです。地域で生活する住民同士が、“お互い様”という意識の下で地域の福祉課題の解決を「自分ごと」として捉え、多様な形で参加・参画することができるよう、意識啓発を行います。



3 4つの基本目標

本計画では、行政の取組みだけでなく、住民をはじめ関係機関や団体、地域・企業等の多様な主体の行動を活発化するとともに、それらが本町の地域福祉の推進につながる状態を実現する必要があります。そのため、本計画では、以下のとおり“4つの基本目標”を掲げ、各行動主体の取組みがこれらの目標に合致するよう、情報提供していくこととします。

<4つの基本目標>

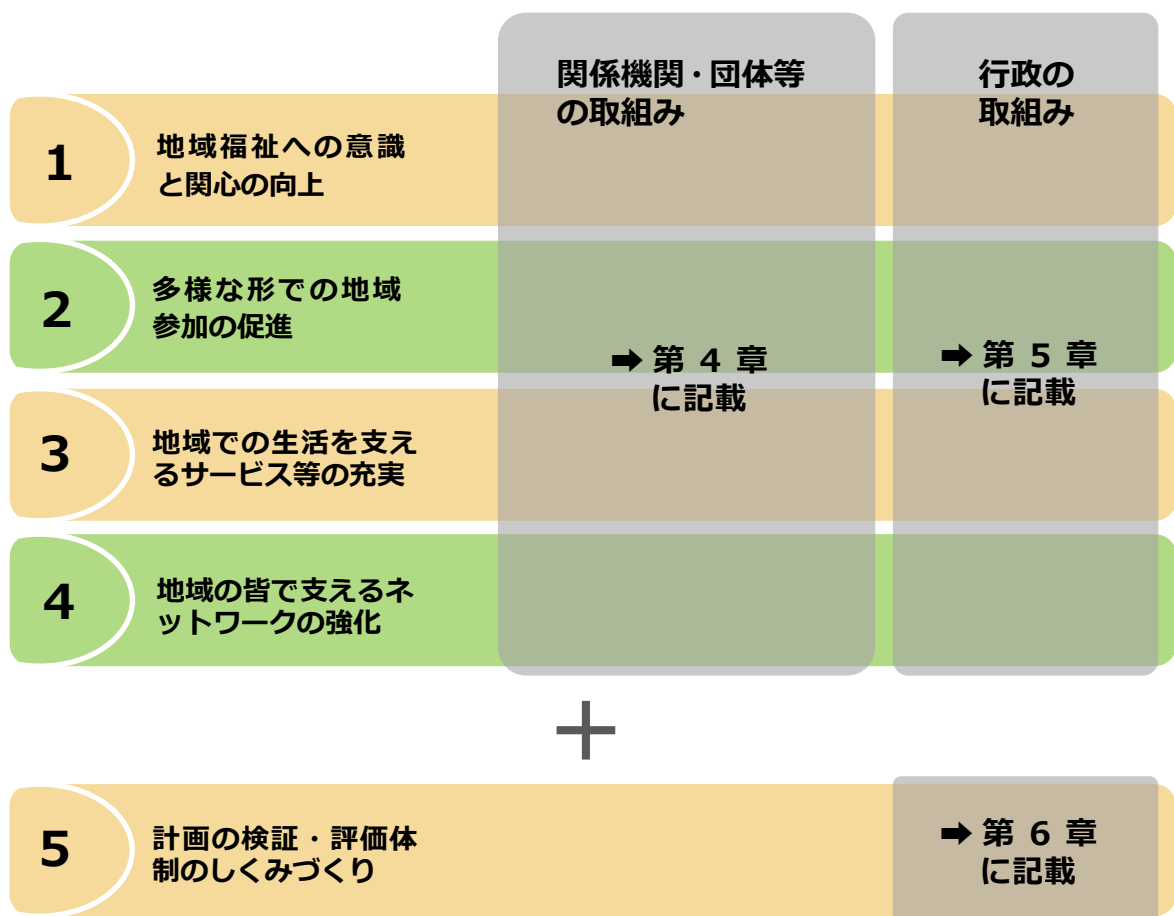


- 1 地域福祉への意識と関心の向上**
地域福祉に関する住民の意識の向上に取り組めます。
- 2 多様な形での地域参加の促進**
住民が、多様な形で地域等に参加し、関わりを持つことができるような機会づくりに取り組めます。
- 3 地域での生活を支えるサービス等の充実**
地域における多様な生活課題の解決を支援する活動や各種サービスの充実に取り組めます。
- 4 地域の皆で支えるネットワークの強化**
地域住民、関係機関や団体、行政が力をあわせて支え合い、助け合うことができるネットワークづくりを進めます。

4つの基本目標は、下図のイメージのように、行政だけでなく、関係機関や団体等の取組みも含めて、その実現をめざす目標として位置づけます。本計画に位置付ける関係機関や団体等の取組み内容は第4章に、行政の取組み内容は第5章に記載しています。

また、行政の取組みについては、5つめの基本目標として「計画の検証・評価体制のしくみづくり」を設け、計画全体の検証や評価を行政の役割とします。

<4つの基本目標の推進のイメージ>





4 行政の取組みの体系

「4つの基本目標」を踏まえて、行政の取組みの体系を以下に整理しました。行政は、地域住民をはじめ、関係機関・団体、地域・企業等の取組みを促し、支援することを目的とする取組みを、以下の通り位置づけます。さらに、この計画全体の推進状況を検証・評価する取組みも行います。

各施策の具体的な取組み内容は、第5章及び第6章に記載いたします。

<行政の取組みの体系>

- | | | |
|---|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 地域福祉への意識と関心の向上 | ①福祉に関する教育・啓発活動の推進
②交流・ふれあいの場づくり |
| 2 | 多様な形での地域参加の促進 | ①住民活動の促進
②介護事業者や民間企業等の地域活動の参加促進 |
| 3 | 地域での生活を支えるサービス等の充実 | ①相談体制の充実
②情報提供の推進
③各種サービスの充実と質の向上
④生活困窮者の自立に向けた支援
⑤権利を守る支援策の充実
⑥公共交通サービスの充実
⑦子どもや親子に優しい生活環境の整備 |
| 4 | 地域の皆で支えるネットワークの強化 | ①見守り体制の構築
②防犯・防災対策の充実
③ユニバーサルデザインの推進
④虐待のないまちづくりの推進
⑤新しい形での支えあいの構築 |
| 5 | 計画の検証・評価体制のしくみづくり | ①「地域福祉」に関する普及啓発
②本計画の進行管理及び進捗状況の確認 |

計画の全体像

基本理念

地域みんなで育てよう 幸せの樹
支え愛・助け愛が実るまち たかはま

本町がめざす地域福祉ネットワーク

①多様な資源で住民を支える地域福祉

②多層的な地域福祉ネットワークの構築

③全ての住民が「自分ごと」として参加する地域福祉

4つの基本目標

1 地域福祉への意識と関心の向上

2 多様な形での地域参加の促進

3 地域での生活を支えるサービス等の充実

4 地域の皆で支えるネットワークの強化

第4章

第5章

関係機関・団体等の取組み

行政の取組み

計画の推進と評価

<評価>

- 取組み状況について、年1回、意見交換や進捗確認の機会を持つ。(計画の中間見直し、最終評価を行う年を除く)
- 中間年度(令和5年度)に中間見直しを行い、最終年度(令和7年度)に最終評価を行い、次期計画を策定する。

『高浜町成年後見制度利用促進基本計画』について

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」を内包する計画として位置づけています。

具体的な施策は、本計画の別冊として作成した『高浜町成年後見制度利用促進基本計画（令和 3～7 年度）』に記載しています。ここでは、その概要を記載いたします。

基本理念

**誰もが住み慣れたまちで尊厳をもって
自分らしい生活を送ることができるまち たかはま**

取組み 1 成年後見制度についての普及促進

- 1-1 町民への普及啓発活動

取組み 2 専門的相談窓口の設置及び促進施策の充実

- 2-1 専門的相談窓口（中核機関）の設置
- 2-2 関係機関との調整・研修会等の開催
- 2-3 その他促進のための施策

取組み 3 専門機関との連携及び地域連携ネットワーク体制の整備

- 3-1 専門機関との連携
- 3-2 地域連携ネットワーク体制の整備



第4章 関係機関・団体等の取組み



1 関係機関・団体等の取組み

本計画では、本町の地域福祉を推進するため、各種関係機関や団体等の取組みを立案していただいております。これらは、あくまでも関係機関や団体等の活動目的の下で実施されているものですが、本町の地域福祉の推進に資すると考えられるものを選択・整理し、本計画に位置付けていただいております。

取組みを位置づけていただいている関係機関・団体は、以下のとおりです。

<地域活動・福祉関係団体>

- 高浜町おやジィーの会
- たかはま地域医療サポーターの会
- 高浜町母子寡婦福祉連合会（きずな会）
- 高浜町老人クラブ連合会
- 高浜町身体障害者福祉協会
- 特定非営利活動法人（NPO法人）おひさま
- 高浜町婦人福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 高浜町ボランティアセンター運営協議会

<事業者・サービス提供機関>

- 高浜町社会福祉協議会
- 若狭高浜病院
- 和田診療所
- グっとサポート
- 在宅介護 和～なごみ～
- 高浜ケアサポート
- 高浜けいあいの里
- 若狭高浜病院附属介護老人保健施設



2 関係機関・団体等の取組み内容

<地域活動・福祉関係団体>

高浜町おやジューの会

①リタイアシニアの仲間づくり・加入促進を行います

- 勤めを退職し、セカンドライフを迎えたシニアと共に居場所づくりに取組みます。
- 月1回の定例会に新規会員が顔出しできる呼びかけを行っています（PRパンフレット、のぼり、ステッカー、テーマソングCD作成）。

②会員相互の自己啓発に取組みます

- 月1回以上の月例会を通じて、メンバーの関心の高い健康づくりや、町のまちづくり施策、パソコン・SNS勉強会等外部講師を招き勉強していきます（月1回以上/年）。

③地域住民との交流会開催、公開講座を開催します

- 会の存在をPRし、新規加入促進を図ります。
- 近年、話題・課題であるマイナンバー・税・財産運用等、幅広いテーマで公開講座を開催します（年2～3回）。

④独居所帯の安否確認、給食弁当配達ボランティアに参加します

- 社協の見守りネットワーク、給食弁当配達にボランティアとして参加します（週2回/年）。
- 共同募金年末助けあい弁当配達にも有志で参加します（1回/年）。

⑤高齢者男性を対象としたサロンを開催し、閉じこもり予防や交流の場づくりに取組みます。

- 他団体と連携して、男性が気軽に集まれる内容を企画し、閉じこもりがちな男性の地域参加を促します。

たかはま地域医療サポーターの会

①地域医療や健康のまちづくりに関する地域住民の啓発に 取組み、住民意識の活性化を図ります。

- 地域医療（まちづくり）フォーラムを開催します。
- 町内イベントや地区集会に出向き、「地域医療を守り育てる五か条」「地域を守り育てる五か条」の啓発活動に取組みます。

②医療者と住民の安らぎの空間提供と、まちづくりを推奨 取組み、住民意識の活性化を図ります。

- 町内病院施設の環境美化活動に取組みます。

高浜町母子寡婦福祉連合会（きずな会）

①子どもたちが元気に子どもらしく生活できるように取組 みます

- きずな会の行事で会員以外の親子でも楽しく参加できる行事を実施し、親子で過ごす時間や他の大人とも楽しく過ごせるようなことを推進します。

高浜町老人クラブ連合会

①各種スポーツ活動とサークル活動で健康長寿を図ります

- 現在行っている、各種スポーツ活動（ゲートボール、グランドゴルフ、ソフトバレーボール、野球、卓球、ウォーキング、わなげ等）とシルバーコンベンションとシルバースクールのあり方の研究を行い、参加人数の増加と心身の健康の増進を図り、認知症予防、寝たきり予防に努めます。
- サークル活動（囲碁将棋、舞踊、合唱、詩吟、手芸等）の助成を行い、充実させて、認知症、寝たきり予防に努めます。

②高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取組みます。

- 「社会奉仕の日」には、全クラブにおいて、地域の環境美化奉仕活動に取組みます。

高浜町身体障害者福祉協会

①障がい者の社会参加を促進し、誰もが暮らしやすい社会を目指します

- 福祉関係機関や団体と交流を行い、会員同士や地域住民との交流を深めます。
- 新規会員加入を促進します。
- 活動内容を広く周知し、障がい者への理解促進に努めます。

特定非営利活動法人（NPO法人） おひさま

①子どもの発達に不安を抱えている親子を支援します

- 発達や関わり方の相談にのり、不安軽減に努めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスでの療育提供、保護者支援を行います。
- 日中一時支援での預かりにより保護者の休息を確保します。

②成人期の障がい者の方の日中活動の場を増やします

- 生活介護や就労支援事業所を町内に開所します。
- 余暇活動のイベントを実施します。

③他団体との交流を活発に行い、障がい理解と支援を広げていきます

- 民生委員との交流運動会、節分イベントを継続していきます。
- 農家との作業交流を継続していきます。
- 近隣市町とのスポーツ交流を企画します。
- 事業所での福祉体験ボランティアを受入れます。

④災害時に障がい特性に応じた避難支援ができるよう準備をすすめます

- 障がいのある人のための防災手帳を作成します。
- 障がい児・者団体での避難訓練を行います。
- 偏食にも対応する為の非常食試食会を行います。

高浜町婦人福祉協議会

①ふれあい、ともに支え合う地域づくり活動に協力します

- 定期的に町内の高齢者施設への慰問活動を行います。
- 他の団体と連携し、募金活動や青少年健全育成など地域福祉活動に協力します。
- 結婚に関する悩み相談、婚活イベントを実施します。

民生委員・児童委員

①社会福祉協議会ご近助見守りネットワークの充実に協力します。

- 区長、自主防災、福祉関係者と情報交換や支え合いマップの更新を年1回以上行います。

②複雑な福祉課題やニーズに対応するため、委員の資質向上に取り組めます

- 委員スキルアップ研修会の実施や他市町民生委員・児童委員との交流・情報交換会を定期的に開催します。

③高齢者が安心して暮らせるよう、専門機関や福祉サービス事業者との連携を図ります

- 行政や社会福祉協議会、ケアマネジャーと連携して見守りに必要な情報交換の場づくりに取り組めます。

④障がいのある人の社会参加、交流活動の場づくりに協力します

- 町内障がい福祉関係団体と連携して、地域交流イベントを開催します。
- 交流事業を通して障がいのある人、支援者の悩みや相談に応じ、適切な機関やサービスへ繋がります。

⑤地域における子どもの安全・見守り活動の強化に取り組めます

- 登下校の児童の見守りに加えて、防犯隊や青少年育成関係団

- 体と協力して子どもの安全（夜間）パトロールを行います。
- 学校や行政と連携し、通学路の安全点検を行います。

⑥福祉教育の推進に協力します

- 小中学校、社会福祉協議会と連携を図り、福祉教育の普及に取り組めます。

高浜町ボランティアセンター運営協議会

①ボランティア精神の向上、啓発を行います

- 住民に対しボランティア活動の意義、大切さの啓発を行います。
- 助け合い、互助精神の向上を図ります。
- 子どもからお年寄りまで皆で支え合うまちづくりを目指します。

②ボランティアに取り組む個人団体への援助サポートを行います

- 活動に向けた情報提供を行います。
- ボランティアセンターコーナーの開設、相談支援の場とします。
- 事務用品（コピー等）、資機材等物的支援体制を創ります。

③ボランティア団体個人の交流を図ります

- 町内で活動するボランティア団体・個人の方の交流の場として年2～3回の交流会を開催します。
- ボランティアの支援を受ける団体個人との意見交換会を実施します。

④ボランティア保険の加入促進を図ります

- 活動におけるリスクフォローとしてボランティア保険の加入を促し、加入者の経済的支援を行います。

<事業者・サービス提供機関>

高浜町社会福祉協議会

① ボランティア活動の推進や福祉教育の充実を図ります

- ボランティアセンター機能を充実させ、ボランティア活動への参加促進やボランティアの活躍の場を創出します。
- 様々なボランティアに関する講座の開催や、ボランティア同士が交流する機会を提供するなど、ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備します。
- 子どもを中心に、地域で取り組む福祉教育を推進します。
- 企業や事業所等において、福祉に関する学習の機会を提供する等、幅広い世代への福祉教育を推進します。

② ご近助見守りネットワーク会議を発展的に推進します

- 高齢者だけでなく、障がいのある方、生活困窮者、引きこもり状態で支援を必要とする方なども対象とした見守りネットワークづくりを推進します。
- 困りごとに対して、区内でできる支援（助け合い）について検討する体制づくりを推進します。

③ 地域の福祉力を引き出す支援をします

- 先進的な取り組み事例等を全地区に紹介し、地域力の底上げを図ります。
- 4地区ごとに「ご近助見守りネットワーク会議」から持ち上げられた福祉課題を検討する体制づくりを推進します。

④ 総合相談支援体制の構築・強化を図ります

- 利便性に配慮し、相談窓口を設置すると共に、電話やインターネットを活用し、対面によらない気軽に相談できる環境を整備します。
- 制度・事業、分野を問わず、様々な生活課題に対応する専門職として質の向上（スキルアップ）を図ります。
- 権利擁護・意思決定の支援をするため、地域ぐるみの権利擁護支援の仕組みづくりを推進します。

⑤ 社会福祉協議会のセーフティネット機能の強化を図ります

- 社協としての特性を活かし、地域住民、ボランティア、関係

機関との連携を図り、生活上の困りごとを適切に把握し、地域づくりの視点に基づき協働による新たなサービスの開発を目指します。

- 障がいのある方や引きこもり状態の方等が、自立した社会生活を営むための取組みを進めます。
- 災害時におけるボランティア体制を整備・強化します。

若狭高浜病院

①地域の医療機関、施設等の連携により福祉活動を進めていきます

- 治療、看護を求めて来られる患者さんや家族に寄り添い、退院後の生活や社会復帰に対してのアドバイスも行い、さらには地域の施設、医療機関、行政等との連携の中で協力体制を取り、いざ、という時安心して来ることができる、病院環境や雰囲気を守ります。

②（自助の強化）自分力の強化としての健康づくり、予防活動を進めます

- 地域のサロンに出向いたり、または地域主催のイベントや行事の中で一員となったり、また施設（病院）において、いろいろなかたちで再発や悪化を予防し、自助の力を育んでいきます。

③地域包括支援センターと協力し、保健、医療、福祉の役割を担っていきます

- 訪問看護事業を通して、介護予防マネジメント、要支援者に対してのケアマネジメントを精力的に実施し、サービスを提供していきます。

和田診療所

①医療と福祉の連携強化に努めます

- 介護保険利用希望者、独居老人等の対応について、地域包括支援センター、社協等の福祉部門と密に連携をとります。

②地域の方々に医療をもっと知って関心を持ってもらえるように努めます

- 予防の取組み、病気の話等、住民講座を開催し、健康増進の取組みを増やします。

グッとサポート

①介護保険・医療保険サービスの充実を図ります

- 現在の事業（訪問看護・訪問介護・通所介護）に携わる職員への研修と待遇の向上を行います。
- おおい町、舞鶴市等と広域で連携を取りながら介護サービスを提供します。

②各研修会等への職員の派遣を継続します

- 介護支援専門員研修・認知症サポーター養成講座・地区サロン等へ職員の派遣を継続して行い、専門職養成への支援と地域への関わりを行います。
- 介護支援専門員は、近隣市町村、県と連携し情報の収集とサービスの調整を行います。

③職員の資格取得を推進し、サービスの向上に努めます

- より専門的なサービスが提供できるように、介護福祉サービスを行う職員に、介護福祉士の資格取得や認知症研修等を進めます。
- 職員の勤務意欲の向上やキャリアアップのために、キャリア段位制度の活用をします。

在宅介護 和～なごみ～

①高齢者在宅介護サービスの質・量の向上に努めます

- 介護保険事業に関連する、通所系・訪問系・宿泊系サービスの質と量を向上させ、在宅での介護を希望される住民の方々の様々なご意向に対応できるよう、支援体制をさらに強化拡大していきます。

②高齢者介護や認知症に関する知識・認識の啓発活動に取り組みます

- 公民館・集会所や地域サロンなど地域で集まる機会を有効活用し、介護や認知症に関連する講習会・勉強会などを開催します。正しい知識と認識を、より多くの地域住民に発信し、地域で支える力の底上げに取り組めます。

③地域に貢献するボランティアへの積極的な参加と支援を行います

- 地域福祉・地域医療に関して活動を行っているボランティア団体などに対し、活動を奨励し、可能な限り連携を図りながら支援を行い、地域への貢献を果たします。

高浜ケアサポート

①高浜ケアサポート介護センターを福祉活動の拠点とします

- JR青郷駅に隣接した高浜ケアサポート介護センターを福祉及び介護の活動の拠点として、地域に貢献します。

②認知症の予防活動を推進します

- 年2回以上、認知症予防のため、高浜町認知症キャラバンメイトの協力を得ながら出前講座等を実施します。

③障がい者や独居高齢者が安心して生活できる取り組みをします

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と協力体制を持ち、福祉に関する啓発活動を実施します。

高浜けいあいの里

①日頃、介護で悩んでいる地域の方々の支えとなります

- 認知症患者の家族等、介護で悩んでいる方々を対象に、気軽に話し合えるような場を提供したり、必要に応じその方々へのサービスを紹介したりするなどして、安心して在宅介護を続けられるようなサポートを行います。

②地域のボランティアとの交流を深めます

- 地域で活動されているボランティアの協力のもと、歌や踊り、演芸等のレクリエーションを披露して頂いたり、書道、生け花等の講師としてクラブ活動を開催して頂いたりして、高齢者との交流を深め、福祉について知ってもらう機会を広く多くつくります。
- 地域福祉・医療に関して活動を行っているボランティア団体と可能な限り連携を図ります。

③地域福祉教育についての取組みを続けます

- 地域の保育所との交流行事、地域の小学校との交流学习授業、及び、地域の中学校や高等学校の職場体験の受け入れ等、地域の子どもたちが高齢者とふれあい、福祉について学んでもらう機会をつくることを継続して行います。

④研修や実習生の受け入れを続けます

- 介護に関する資格取得を目指す方を対象とした研修や、福祉系分野の学生の実習生等の受け入れを継続し、福祉における人材の育成に貢献し続けます。

若狭高浜病院附属介護老人保健施設

①地域福祉への理解を広めるため、福祉への関心を高めるための取組みをします

- “地域包括ケア推進室”で企画されている出前講座に参加し、地域の施設についての理解が深められるようにします。
- 認知症サポートの取組みに協力していきます。

②地域で人と人が交流できるように、その機会や地域活動に参加する人が増えるように取組みます

- “介護フェア”を年に1回実施し、地域住民との交流の機会をつくります。
- 行事時にボランティアを受け入れ、世代や地域を超えた交流の機会をつくります。
- 小学校の慰問や学生ボランティアを受け入れ、地域福祉活動を広める担い手を育てます。

③福祉サービスで地域が支え合えるように、サービスの質が向上するように協力します

- 地域包括支援センター主催によるケア会議（ケース検討）等に参加し、援助方法や支援体制についての助言や指導を受けます。

④地域で安心して暮らせる情報を提供します

- 広報誌（～虹～）やホームページにおいて、高浜病院・老健施設のサービスや活動について情報提供を進めます。

⑤助け愛の活動が広げられるように、防犯・防災意識を高めるための取組みをします

- 町主催の防災訓練や、福井県主催の原子力防災訓練に協力していきます。



第5章 行政の取組み



1 地域福祉への意識と関心の向上

福祉に関する教育・啓発、交流・ふれあいの場づくりを通じて、地域福祉に関する住民の理解を深めます。

①福祉に関する教育・啓発活動の推進

施策	内容
学校における福祉教育機会の充実	小・中学校や各種機関・団体、町社協等との連携により、子どもたちの福祉体験学習を推進します。(教育委員会)
企業内での福祉教育の推進	企業や商店また農業者や漁業者などを含め、地域福祉の意識向上に向けた勉強会等の実施または研修会等への参加を促します。(産業振興課)
人権及び福祉意識の高揚	人権講演会やじんけん楽集会、いのち・愛・人権フェスタ等を通じて、人権に関する内容(子ども・高齢者・障がい者・外国人等)をテーマとした教育機会を充実します。 「高浜町人権のまちづくり条例」の施行に伴い、地域住民、事業者及び関係行政機関と連携を図り、家庭から地域まであらゆる分野における地域住民の人権意識の高揚を図ります。(住民生活課)
福祉教育・体験学習の推進	小中学校と連携し、総合的な学習の時間を活用して認知症サポーター養成講座、車いす・アイマスク体験等を実施し、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。(保健福祉課 福祉G)

②交流・ふれあいの場づくり

施策	内容
住民交流・地域交流の促進	町内事業所合同研修会や人権各種イベントを実施し、地域住民のふれあいや事業所、福祉関係団体の交流、連携の場づくりを行います。(住民生活課)
地域における子育て支援ネットワークの構築	子どもに関わる関係機関と連携を図り、情報共有やそれぞれの機関の役割を明確にし、子育てに関する様々な問題の解決を図ります。(子育て世代包括支援センターkurumu)
身近な地域での交流・ふれあいの場づくり	地域の医療機関、公民館と連携し認知症予防や健康づくりをテーマに高齢者の交流の機会やふれあいの場づくりを推進します。(地域包括支援センター)
多世代交流・共生の場づくり	社会福祉複合施設を整備し、子どもから高齢者までの多世代交流の場づくりや多様な主体の連携、協働促進を図ります。(保健福祉課 福祉G)



2 多様な形での地域参加の促進

多様な形での地域参加機会を充実し、住民の地域参加を促します。

①住民活動の促進

施策	内容
福祉団体の活動への支援	福祉団体が安定的、継続的に団体活動が行えるように人材育成や活動費の助成を行い、住民活動の促進を図ります。(保健福祉課 福祉G)
ボランティア育成と活動の普及	社会福祉協議会と連携しリーダーの育成や横断的なネットワークづくりを推進します。またボランティア活動に関する情報収集、情報提供を行います。(保健福祉課 福祉G)
地域福祉への住民参加の促進	地域福祉活動やボランティア活動を身近に感じる啓発事業を実施し、住民参加を推進します。(保健福祉課 福祉G)
地域福祉の多様な担い手づくり	福祉分野以外の多様な主体(商工会・農業関係者等)との連携を図り、多様な地域づくりに取組みます。(保健福祉課 福祉G)
地域全体の子育て意識の向上	地域住民と子育て世代の現状や課題を共有する機会を設け、地域全体で子育てを支える意識の向上を図ります。また保護者同士で支えあえる関係づくりを支援します。(子育て世代包括支援センターkurumu)

②介護事業者や民間企業等の地域活動の参加促進

施策	内容
企業等の社会活動参加促進事業	企業や商店等の地域活動への参加を促し、住民との繋がりを強めます。また町内各種団体と連携しながら社会貢献活動に取り組むことで、企業が活動に参加協力しやすい仕組みを検討します。(産業振興課)
事業所と地域の交流促進	介護サービスや障害福祉サービス、保育サービスを提供する事業所等と地域住民との相互交流を促進します。(保健福祉課 福祉G・子育て世代包括支援センターkurumu)



3 地域での生活を支えるサービス等の充実

相談体制の充実、情報提供、各種サービスの質の向上、生活困窮者への支援、権利擁護などを通じて、住民の地域での生活を支えるサービスを充実します。

①相談体制の充実

施策	内容
包括的な相談支援体制の構築	住民からの相談に適切に対応するため関係機関の連携による相談機能を強化し、社会福祉協議会をはじめとする多機関の協働による包括的な相談支援体制を整備します。(保健福祉課 福祉G)

②情報提供の推進

施策	内容
企業や店舗の施設を利用した情報提供・情報発信	公的機関による情報発信に加えて、企業や店舗の有効スペースを利用した情報発信に協力し、地域住民や団体との積極的なコミュニケーションを図ります。(産業振興課)
福祉サービスに関する情報提供の充実	多様な媒体を活用し、世代に応じた分かりやすい情報提供に取り組みます。(保健福祉課 福祉G)

③各種サービスの充実と質の向上

施策	内容
利用者のニーズに即した障がい福祉サービスの提供	若狭地区障害児・者自立支援協議会を通じてサービス事業所等の関係機関との連携・協働を強化し、就労に伴う支援をはじめ多様なニーズに対応できる支援体制を整備します。(保健福祉課 福祉G)
介護等を必要とする人への支援の強化	自立支援や介護予防、重度化防止、認知症対策等を進めるとともに、在宅医療・介護の連携等を進めます。(保健福祉課 福祉G)
仕事と子育ての両立の支援	仕事がある場合でも安心して子どもを預けられるよう保育所サービスの充実および認定こども園化、一時預かりを推進します。また町内事業所と連携し、男女共同参画への理解の浸透や、育児・介護休業法等の制度の普及・定着への働きかけに努めます。(子育て世代包括支援センターkurumu)

④生活困窮者の自立に向けた支援

施策	内容
生活困窮者支援を通じた地域づくり	若狭健康福祉センター、社会福祉協議会、その他関係機関と連携し、生活困窮者の早期把握や適切な支援に取り組めます。(保健福祉課 福祉G)

⑤権利を守る支援策の充実

施策	内容
成年後見制度の普及・利用支援	成年後見制度の支援が必要な人に、適切に必要な支援につなげる成年後見センターを設置します。(保健福祉課 福祉G)

⑥公共交通サービスの充実

施策	内容
安全で円滑な移動手段やサービス等の充実	赤ふんバスのフリーパス制度の実証実験を踏まえ、本格運用を進めます。 内浦ぐるりんバスの持続安定化に向け、支援します。 「グリーンスローモビリティ」実証実験を行います。 (総合政策課)

⑦子どもや親子に優しい生活環境の整備

施策	内容
安全・安心な遊び場・居場所の環境整備・創出	地域とのつながりを考慮し、既存の公共施設の有効活用の検討を行い、安全・安心な子どもの遊び場・居場所づくりを進めます。(教育委員会・子育て世代包括支援センターkurumu)



4 地域の皆で支えるネットワークの強化

地域における見守りの充実、防犯・防災対策の充実等により、地域の皆で支えるネットワークを強化します。

①見守り体制の構築

施策	内容
地域の子どもの見守り体制の強化	交通安全街頭指導員による朝の通学時の児童・学生への見守りを兼ねた街頭指導や通勤者への安全運転の啓発活動を実施します。(防災安全課)
地域の見守り体制の強化	地域包括支援センターと高齢者・障がい者・児童等と接する機会の多い地域の民間事業者等が連携し、対象者の異変を早期に発見し必要な支援を行うなど、地域社会全体での見守り・支援体制の強化を図ります。(地域包括支援センター)

②防犯・防災対策の充実

施策	内容
小中学生の登下校の安全の確保	建設整備課と教育委員会が連携して、通学路の危険個所の点検、改善に向けた取組みを行います。(教育委員会)
地域で安心して暮らせる環境づくり	防犯隊〔警察含む〕と連携し地域の安全パトロールを実施します。(防災安全課)
災害時の地域における助けあいの体制整備	災害時に地域で助けあう体制づくり・環境づくりのため、自主防災組織の編成や防災リーダーの育成、防災訓練・学習会の開催を支援します。(防災安全課)
災害弱者に配慮した支援体制の整備	地域住民、関係機関や専門職と連携し平常時からの避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の実用化など避難行動要支援者支援制度の整備を進めます。(保健福祉課 福祉G)
災害に備えた体制づくり	災害発生時に災害ボランティアセンターが迅速かつ円滑に設置・運営できるように、平常時から社会福祉協議会や地域の関係機関と定期的に連絡会を開催し、連携体制の構築を図ります。(保健福祉課 福祉G)

③ユニバーサルデザインの推進

施策	内容
公共施設や道路のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設新築や改修時には、バリアフリー法や福井県「福祉のまちづくり条例」に基づき施設の整備に取り組めます。また、道路整備時にも歩道整備、点字ブロック等の設置、無電柱化等の歩行空間のユニバーサルデザインの推進に取り組めます。(建設整備課)
誰もが分かりやすい情報発信	子どもから高齢者、障がいのある方や外国人等、できる限り多くの方々に情報を伝えるため、ユニバーサルデザインの視点に立った印刷物やホームページによる情報発信に取り組めます。(総合政策課)

④虐待のないまちづくりの推進

施策	内容
児童虐待に対する意識啓発や相談・防止体制の充実	子どもに関わる人への研修を行い、虐待の早期発見、支援の充実、体制づくりを推進します。(子育て世代包括支援センターkurumu)

⑤新しい形での支えあいの構築

施策	内容
つながりを絶やさない地域福祉活動ネットワークの構築	新型コロナウイルス感染症等の予期せぬ事態が生じた場合でも、地域をつなぐを絶やさないために、関係機関団体が密に連携し、「新しい生活様式」に対応した地域福祉活動の実践例の共有や活動の標準化を図ります。また、オンラインやICTを活用した新しい地域福祉ネットワーク体制を構築します。(保健福祉課 福祉G)



第6章 計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の検証・評価体制のしくみづくり

この計画に記載した取組み等の進捗状況を把握し、評価することを通じて、計画全体を推進します。

①「地域福祉」に関する普及啓発

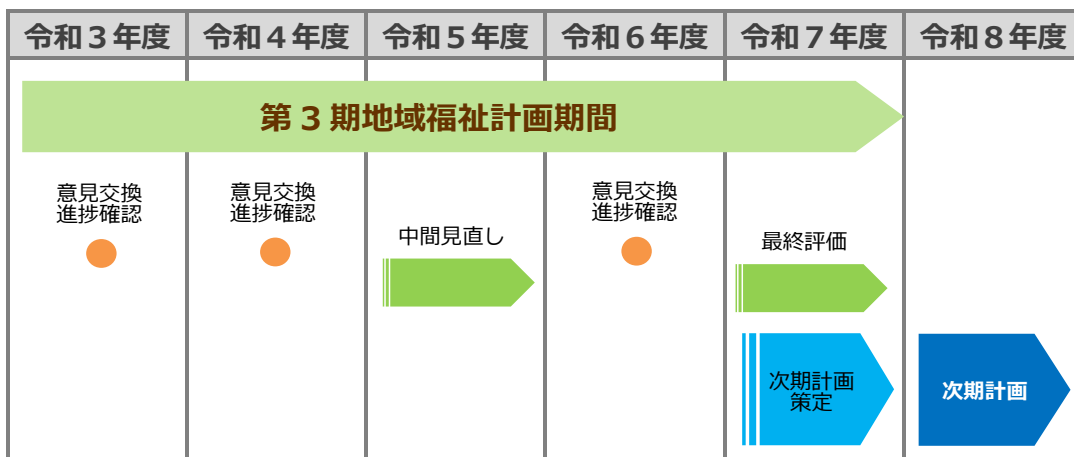
地域福祉を進めるためには、住民が、地域福祉の推進や地域共生社会の実現についての考え方を理解することが必要です。まずは住民に対して本計画の周知を図るとともに、関連する情報等の提供を行います。

また、本計画では、「地域みんなで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま」の基本理念の実現にむけ、前述の4つの基本目標のもとに、地域住民、関係機関や団体、行政が力をあわせて支え合い、助け合うことができるネットワークづくりを進めていきます。本計画の主旨に賛同し、共に地域福祉の推進に向けて取組んでいただける団体を増やし、地域福祉の輪を広げていくことを本計画推進の成果とします。

②本計画の進行管理及び進捗状況の確認

本計画は、行政担当課である保健福祉課が進行管理を行います。

本計画に記載した行政の取組み、関係機関・団体等の取組みについては、計画の中間時と最終時に、実施状況の確認等を行い、次の取組みにつなげていきます。また、関係団体等が集まって意見交換や進捗確認等を行う場を設け、計画を推進します。



項目	メンバー
意見交換 進捗確認	町内地域福祉関係団体等、高浜町保健福祉課
中間見直し	地域福祉計画部会（高浜町福祉3計画策定委員会）委員、町内地域福祉関係団体、高浜町保健福祉課
最終評価	第4期地域福祉計画（仮称）策定委員会委員、町内地域福祉関係団体、地域住民代表、高浜町保健福祉課



資料編



1 高浜町福祉3計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭22年法律第164号）第33条の20に基づく障害児福祉計画並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するため、高浜町福祉3計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 高浜町議会議員
- (4) 住民代表者
- (5) 町職員
- (6) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定完了までとする。

4 任期満了前に退任した委員の補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により選出された委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、次に掲げる部会（以下「各部会」という。）を設置し、部会の区分に応じて審議及び、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画部会 地域福祉計画の策定に関すること。
 - (2) 障害者福祉計画部会 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関すること。
 - (3) 高齢者福祉計画部会 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- 2 各部会に、部会長及び副部会長を1名置く。
 - 3 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 障害者福祉計画部会の部会長及び高齢者福祉計画部会の部会長は、地域福祉計画部会の委員を兼ねる。
 - 6 地域福祉部会の部会長は、委員会の委員長を兼ねる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する任務が完了したときは、その成果を速やかに町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び各部会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和3年3月31日に限り、その効力を失う。
- 3 第5条の規定に関わらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は町長が招集する。



2 高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿

高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿

No.	所属機関等	役職等名	委員名	備考
1	高浜町民生委員児童委員協議会	会長	下部 啓子	副委員長 地域福祉計画部会 副部会長
2	社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会	事務局次長	田淵 誉	障害者福祉計画部会 部会長 地域福祉計画部会
3	高浜町老人クラブ連合会	会長	山下 孝之	地域福祉計画部会
4	高浜町身体障害者福祉協会	副会長	神原 道雄	障害者福祉計画部会
5	特定非営利活動法人 おひさま	理事長	小島 真弓	障害者福祉計画部会
6	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会 (実施事業所(相談支援センター若狭ねっと))	管理者	村上 美恵子	障害者福祉計画部会
7	ハートフルサポート cocomado	嶺南エリア マネジャー	西村 俊介	障害者福祉計画部会
8	高浜ケアサポート	代表取締役	山本 勝則	高齢者福祉計画部会 副部会長
9	居宅介護支援事業所 和	介護支援 専門員	小幡 真宏	高齢者福祉計画部会
10	和田地区在宅介護支援センター	介護支援 専門員	栗駒 典子	高齢者福祉計画部会
11	居宅介護支援 グッとサポート	主任介護 支援専門員	細川 智洋	高齢者福祉計画部会
12	高浜町地域包括支援センター	主査 (保健師)	中川 逸子	高齢者福祉計画部会
13	独立行政法人 地域医療機能 推進機構 若狭高浜病院	理学療法士長	野瀬 啓一郎	高齢者福祉計画部会
14	福井県高浜町国民健康保険 和田診療所	所長	細川 知江子	地域福祉計画部会
15	高浜町子育て世代包括支援 センター「kurumu」	主査 (保健師)	畑中 美優寿	地域福祉計画部会
16	住民代表		山中 義和	高齢者福祉計画部会 部会長 地域福祉計画部会
17	住民代表		田中 温子	障害者福祉計画部会
18	高浜町議会	議員	松岡 茂和	委員長 地域福祉計画部会 部会長
19	高浜町議会	議員	廣瀬 とし子	障害者福祉計画部会 副部会長
20	高浜町議会	議員	渡邊 孝	高齢者福祉計画部会

高浜町福祉3計画策定委員会（地域福祉計画部会）委員名簿

No.	種別	所属機関等	委員名	備考
1	高浜町議会議員	高浜町議会	松岡 茂和	部会長 （委員長）
2	福祉関係者	高浜町民生委員児童委員協議会	下部 啓子	副部会長 （副委員長）
3	福祉関係者	高浜町老人クラブ連合会	山下 孝之	
4	保健医療関係者	高浜町子育て世代包括支援センター「kurumu」	畑中 美優寿	
5	保健医療関係者	福井県高浜町国民健康保険 和田診療所	細川 知江子	
6	福祉関係者	社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会	田淵 誉	（障害者福祉計画部会 部会長）
7	住民代表者	地域住民	山中 義和	（高齢者福祉計画部会 部会長）



3 計画の策定経過

開催（実施）事項 期日	内容
第1回 高浜町福祉3計画策定委員会 令和2年6月29日（月）	1 福祉3計画についての説明（福祉3計画策定の目的、概要等） 2 今後のスケジュールについて
第1回 地域福祉計画部会 令和2年6月29日（月）	1 第2期地域福祉計画実施状況（中間調査）報告 2 地域福祉計画策定の趣旨について
地域福祉計画のための「関係団体等意見交換会」 令和2年8月21日（金）	（Aグループ、Bグループ） 1 地域福祉計画策定について 2 意見交換
第2回 地域福祉計画部会 令和2年10月14日（水）	1 関係団体等意見交換会結果報告 2 第3期高浜町地域福祉計画骨子案について
第3回 地域福祉計画部会 令和2年11月13日（金）	1 計画素案について
第2回 高浜町福祉3計画策定委員会 令和2年11月16日（月）	1 各計画素案について ①第3期高浜町地域福祉計画 ②高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 ③第9次高浜町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画 2 パブリックコメントについて
パブリックコメントの実施 令和3年1月6日（水）～令和3年1月20日（水）	
第4回 地域福祉計画部会 令和3年2月1日（月）	1 パブリックコメント実施結果について 2 第3期高浜町地域福祉計画プラン名称（愛称）について 3 第3期高浜町地域福祉計画（原案）について
第3回 高齢者福祉3計画策定委員会 令和3年2月3日（水）	1 パブリックコメント実施結果について 2 計画案（最終案）の内容確認について ①第3期高浜町地域福祉計画 ②高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 ③第9次高浜町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画
高浜町福祉3計画策定委員会 町長報告 令和3年2月18日（木）第3期高浜町地域福祉計画 町長への報告	



4 用語解説

ア行

育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。男女を問わず労働者が申し出をすることによって、育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律。

AI

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

SNS

Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う民間組織のこと。

カ行

グリーンスローモビリティ

時速 20 km未満で公道を走る事が可能な 4 人乗り以上の電動パブリックモビリティ。

ケアマネジャー

介護支援専門員。要介護者・要支援者やその家族の相談に応じ、本人の希望や必要性に応じた介護サービス等を利用するための介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、本人とサービスを提供する事業所等やスタッフ間の連絡調整を行う。

権利擁護

地域生活に困難を抱えた高齢者や障がい者等の「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ること。

高齢者サロン

地域で生活している高齢者が、身近な地域において、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒に食事をしたりするなど、自由な雰囲気のもとで、ふれあい・交流することができる場のこと。

ご近助見守りネットワーク会議

区長や民生委員・児童委員、老人家庭相談員など、地域で活動する方々で構成し、その地域の情報や課題を話し合い、地域での見守り・助け合いの体制づくりを目的とする会議体

個別避難計画

避難時に配慮すべき事項や緊急連絡先、避難支援者情報などを、避難行動要支援者1人ひとり個別に作成したもの。

サ行

災害ボランティアセンター

被災地域に臨時に設置されるボランティアセンター。被災地での活動をとおして得られる被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど、総合的なコーディネートを実施する役割を担う。平常時に常設している場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育、防災啓発活動を行うボランティアの拠点という性格を持っている。

自助・共助・公助

自助：住民ひとりひとりが豊かな生活をおくるために努力すること

共助：近隣の方々、また住民が豊かな地域づくりに協力・協働すること

公助：法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスなど

障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類の手帳を総称した一般的な呼称。

(**身体障害者手帳**) 身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳

(**療育手帳**) 児童相談所又は知的障害者厚生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳

(**精神障害者保健福祉手帳**) 一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。

生活困窮者

収入や資産が少なく、生活に困っている者。

成年後見制度

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで判断能力が不十分な

方々を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度。

セカンドライフ

第2の人生。特に定年退職後の人生。

夕行

地域共生社会

子どもや高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれている。

地域包括ケア

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

地域福祉

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域における公私の多様な主体が協働して地域の問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策とその実践。

地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定されている地域福祉の推進を目的とした計画。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容やサービス量、体制等について目標を設定し、計画的に整備していくこと。

ナ行

認知症キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座の講師役（キャラバン・メイト）。自治体事務局等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催する。

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けするため、自治体が実施する養成講座。

八行

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消や手すりの設置などのハード面だけではなく、すべての人の物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。

避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な方。平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、市町における避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

福井県「福祉のまちづくり条例」

福井県では、障害者や高齢者などを含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるため、「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

包括的相談支援体制

町において相談者および相談機関等からの様々な相談を包括的に受け止め、関係課、相談機関等とし、各福祉分野の縦割りの支援ではなく総合的に必要な支援をコーディネートする体制。

マ行

マイナンバー

日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき 1 つ持つ 12 桁の番号のこと。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成 28 年 1 月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方。

要介護認定者

市町村が、高齢者等からの申請に基づき、その心身の状況を訪問調査するとともに、主治医の意見を聞き、介護の必要の程度を要支援 1～2 及び要介護 1～5 の 7 段階の

区分で認定する。介護保険の給付を受けるためには、この要介護（要支援）認定を受けることが必要。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

フ行

若狭地区障害児・者自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援体制を確立するため、若狭地区内（小浜市、高浜町、おおい町）に**若狭地区障害児・者自立支援協議会**を設置。

第3期高浜町地域福祉計画
～たかはま ささえ愛 たすけ愛 プラン～

発行：高浜町

発行年月：2021年（令和3年）3月

編集：高浜町 保健福祉課 福祉グループ 社会福祉係

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68

高浜町保健福祉センター内

TEL：(0770) 72-5887

FAX：(0770) 72-6109